

発行日：平成31年4月1日

社会福祉法人 夕風会 災害対策マニュアル（2019）

第2版

- **本部** 岡山県岡山市東区宿毛 745-1
介護老人保健施設 夕なぎケアセンター
居宅介護支援事務所 夕なぎ在宅支援センター
.....
- **混合型特定施設/ケアハウス 夕なぎ苑** 岡山県岡山市東区宿毛 745-3
グループホーム 夕なぎの家
夕なぎヘルパーステーション
福祉有償サービスセンター しらさぎ
自立支援サポート ねこの手
.....
- **特別養護老人ホーム グリーン・コム** 岡山県岡山市東区宿毛 748-1
夕なぎデイサービスセンター もものはな 岡山県岡山市東区宿毛 748-5



目次

1. まえがき	03/32～03/32
2. 想定される災害について	04/32～06/32
3. 災害時の体制・情報収集・連絡体制について	07/32～09/32
4. 応急救護・初期消火・避難について	10/32
5. 地震発生時の心得について	11/32
6. 震災：応急対策のポイント①	12/32
7. 震災：応急対策のポイント②	13/32
8. 地震時のチェックシート	14/32
9. 緊急連絡体制について	15/32
10. 利用者安否確認・家族関係者などとの連絡体制	16/32
11. 災害用伝言ダイヤル：171について	17/32
12. 夕凧会の災害時有線電話の使い方	18/32
13. 防災資機材の備蓄について	19/32
14. 非常用備品の保管整備について	20/32
15. 防災教育及び訓練の実施について	21/32
16. 「日ごろの備え」について	22/32
17. 事業継続について	23/32
18. 事業継続計画の策定・運用の流れについて	24/32～29/32
19. 事業継続計画における地域との連携について	30/32

1 まえがき

(1) 目的

利用者や職員の「命」を守るとともに、サービスの早期再開を図るため、消防法に基づく「消防計画」とどまらず、地震や風水害などの大規模災害の発生を想定して策定したものがこの「災害対策マニュアル」です。

災害発生の混乱時にも、この施設の利用者の障害の特性や、施設の建物・立地、周辺の交通環境などの状況に応じ、迅速・円滑かつ的確に必要な対応をとるためのマニュアルです。

したがって、防災訓練等の機会に、定期的に見直しを行い、このマニュアルの内容がより具体的かつ実践的になるように調整し、その情報を共有していくことが大切です。

職員に対しては、災害発生時の参集、初期対応などを定めています。また、職場研修や防災訓練などを通じて、あらかじめ周知徹底を図っていきます。利用者に対しては、災害発生時の避難経路や緊急避難先等をあらかじめ周知するようにします。さらに、大地震など広域的な大規模災害の備えとして、被災者の受け入れについても想定しています。

(2) 施設管理者の役割について

施設管理者は、気象情報（注意報、警報、その他の情報）及び地震（津波）に関する情報を速やかに入手できる体制を整備し、夕凧会として、利用者等を適切に避難させるとともに、行政との連携により、避難に関する情報を早期かつ正確に入手し、避難先での利用者のケア等を実施します。このため、施設管理者は、本計画に基づき施設職員を指揮し、業務を行ないます。

(3) 避難計画の作成及び変更

防災対策等の実施にあたっては、行政、消防署（及び警察署）はもとより、消防団等の地元関係者、他の施設及び利用者の家族とも十分に連携を図ります。

行政地域防災計画は、年1回程度改訂されますので、本編・資料編の関係箇所を確認するとともに、法人において、毎年度見直しを行い、必要に応じて、避難計画を修正します。また、県からガイドラインの改訂通知があったときは、適宜見直しを行います。

2 想定される災害

想定される災害について、事業所は具体的に考え、その対策を考えることが重要です。

「夕凧会」が想定すべき被災としては、以下のようなことが想定されます。

（１）地震

大きな地震に見舞われた時は、施設が孤立する恐れがあります。道路が土砂崩れ等で遮断され、人、モノの出入りができなくなることが想定されます。さらに、電気や水道、ガス等が使えなくなることや、被災により施設の建物の一部が使えなくなることもあります。そのような厳しい被災を前提に、対応を検討すべきです。

南海トラフ大地震程度（震度 6 強・岡山市）で想定すると、夕凧会周辺の地震による影響としては、震度 6 弱（被害の状況：立っている事が困難、耐震性の低い木造家屋で倒壊するものがある。建物全壊率が 3～5%、液状化の被害大きいとされています。道路のひび割れ・マンホールなどの突起・地表のぬかるみなどの可能性があります。）**夕凧会の建物は新耐震基準の鉄筋コンクリートなので、壁、梁（はり）、柱などの部材に。ひび割れ・亀裂が入ります。1～2 時間で津波がきて最大 2m に達します。**

（２）火災（火事）

想定される火災は、施設内からの発生です。施設内での火事に対しては、いかに防ぐかという取り組みと、万一発生した時の消火および避難の訓練が必要です。

（３）台風・大雨（風水害）

台風や集中豪雨で土砂崩れが発生し、交通が遮断されたり、敷地の一部が崩壊したり等の被災が想定されます。まれに、それに伴う停電等に見舞われることもあります。孤立した際の対応（約 3 日間）も描いておくことが重要です。

* 地震による影響については「液状化分布図」「震度分布図」「建物全壊率分布図」、集中豪雨などによる水害の予測については、「洪水・土砂災害ハザードマップ」を確認。津波については「津波ハザードマップ」を確認。

それぞれの災害に対して、優先すべき対策は次の通りです。

地震 安全確保、避難誘導、避難場所の確保、寝具・食料・水・暖房等の確保

火災 現場確認、通報、避難誘導、初期消火

台風・大雨（風水害） 土砂崩れ等の危険性の事前検討、安全な避難路の確保

避難行動等の開始判断基準

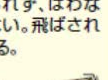
夕風会は以下の市区町村情報が発表された場合に行動を開始します。市区町村情報は岡山防災ポータル（ネット）に情報が掲載されるほか、ラジオ、テレビによる情報で確認します。

<http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/?view=pc>

	国・各省庁情報	市区町村情報	夕風会行動	備考
洪水	記録的短時間大雨情報	災害準備（注意）体制	管理者による情報収集、警戒	対策本部設置
		避難準備・高齢者等避難開始情報	避難行動開始	垂直避難 各棟2階以上
土砂	特別警報、土砂災害警戒情報	災害準備（注意）体制	管理者による情報収集、警戒	
		避難準備・高齢者等避難開始情報	—	土砂災害警戒区域外のため
台風・内水氾濫	大雨・台風情報（大雨特別警報等）		対策準備確認	P22日頃の備え確認
		避難準備・高齢者等避難開始情報	通所者帰宅、もしくは2階へ避難	台風対策・浸水対策 対策本部設置
地震	震度速報6弱以上 津波警報		避難行動開始	垂直避難 各棟2階以上 対策本部設置
火災	避難訓練計画参照			

災害発生時の特徴

地震災害発生の場合には、まず、身の安全を確保し、揺れがおさまってから、火の元の確認、テレビ、ラジオ等による情報収集を行います。大きな地震の後には、津波による被害からの迅速な避難を行います

震度階級	人の体感・行動	固定していない家具の状況	屋外の状況	耐震性の低い木造建物	斜面等
5弱	物につかまらなそう感じる。 	移動することがある。 	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。	軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	物につかまらなそうと歩くことが難しい。 	倒れることがある。 	補強されていないブロック塀が崩れることがある。 	ひび割れ・亀裂がみられることがある。	
6弱	立っていることが困難になる。 	大半が移動し、倒れるものもある。 	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	倒れるものもある。 	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立ってられず、はわなと動けない。飛ばされることもある。 	ほとんどが移動し、倒れるものが増える。	補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	傾くものや、倒れるものが増える。 	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		ほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばれることもある。	補強されているブロック塀も破損するものがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 	

雨の強さと降り方（※気象庁ホームページから抜粋）

1 時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	災害発生状況
10 以上～ 20 未満	やや強い雨	ザーザーと降る。	この程度の雨でも長く続く時は注意が必要。
20 以上～ 30 未満	強い雨	どしゃ降り。	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる。
30 以上～ 50 未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。 都市では下水管から雨水があふれる。
50 以上～ 80 未満	非常に激しい雨	滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）。	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。
80 以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感ずる。	雨による大規模な災害の発生するおそれが高く、厳重な警戒が必要。

●気象庁は洪水については特別警報を行わないこととしているので、指定河川洪水予報や水位情報周知河川の水位の状況に応じた防災対応をとってください。（夕凧会の場合は、垂直避難）

●注意報から特別警報になる場合もあります

風の強さと吹き方（※気象庁ホームページから抜粋）

平均風速 (m/s)	予報用語	人への影響	屋外・樹木の様子
10 以上～ 15 未満	やや強い風	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れる 電線が鳴る
15 以上～ 20 未満	強い風	風に向って歩けない。 転倒する人もでる。	小枝が折れる
20 以上～ 25 未満	非常に強い風	しっかりと身体を確保しないと転倒する。	樹木が根こそぎ倒れはじめる
25 以上～ 30 未満		立ってられない。屋外での行動は危険。	
30 以上～		猛烈な風	

1 災害時における緊急の組織体制

(1) 災害対策室の設置時期

災害対策室を、震度 6 弱以上の地震、その他の大災害発生時に設置します。

(理事長・副理事長の指示による。不在時には、職制最上位の者が判断。)

(2) 災害対策室の設置場所

法人対策本部 ケアセンター 2 階家族介護教室

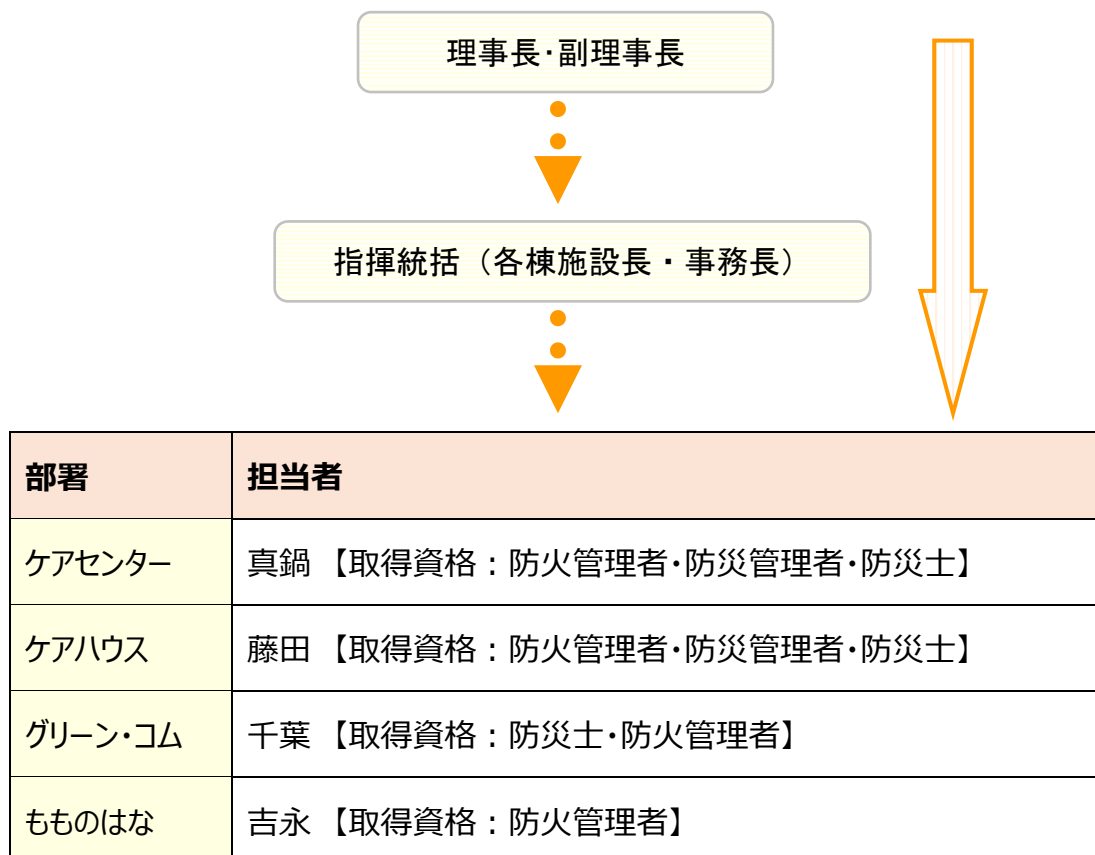
【※ レイアウト図 (どこに何を配置するかを決める。机の形など)

ケアセンター：3 階詰所 ケアハウス：3 階詰所 グリーン・コム 2 階詰所

必要機材

携帯電話、パソコン、タブレット、テレビ、ラジオ、ランタン、懐中電灯、平面図、組織図、利用者名簿、職員名簿、ホワイトボード、筆記具、マジック、コピー用紙
各種、毛布など

(3) 組織内容



(4) 任 務

- ①情報収集（災害規模、今後の危険性、地域の被災状況等） 《対策本部⇒各棟対策室⇒現場》
- ②被災状況（施設内の状況、周辺）の把握、記録、報告 《現場⇒各棟対策室⇒対策本部》
- ③震災対策上の重要事項の決定、指示・命令、発表、決裁 《対策本部⇒各棟対策室⇒現場》
- ④利用者と施設内職員の安否の把握 《現場⇒各棟対策室⇒対策本部》
- ⑤施設外職員、休日職員の安否の把握 《対策本部⇒各棟対策室⇒現場》
- ⑥職員の帰宅についての安全確認、帰宅指示 《対策本部⇒各棟対策室⇒現場》
- ⑧救出・救助の応援指示 《各棟対策室⇒現場》
- ⑨行政および関係施設との情報交換、支援要請 《現場⇒各棟対策室⇒対策本部⇒行政等》

2 緊急連絡について

(1) 連絡網（利用者、休日職員の安否確認・緊急動員）

大きな災害に見舞われた時に、連絡や安否確認ができるように普段から準備しておきます。

(2) 注意事項

- ①災害が発生した時、速やかに指定された次の職員へ連絡。繋がらない場合は、次の者へ。
- ②連絡は簡潔に。（例：定型文で迅速化を図る）
- ③被災して怪我をしたり、被害をうけたりした職員に対し、必要なサポートを行う。

3 情報の収集と注意事項など

(1) 収集方法等

情報収集の項目	情報収集の方法・担当者
利用者の安否確認	施設内の利用者を日誌・出席簿等で確認。
休日職員の安否確認	緊急連絡網・一斉メールシステム等により確認
被害状況の把握と記録-1 （建物）	防災担当職員が収集・早期に応急危険度判定を受け 後日、建物の被害調査を建築業者に依頼
被害状況の把握と記録-2 （設備、物品等）	防災担当職員が収集（ライフライン以外） 後日、業者に被害調査を依頼
ライフラインの被害状況 （水道、電気、ガス、電話 他）	災害時における緊急の組織体制で定めた任務分担に 従い、情報を収集、早期復旧を目指す。
連絡-1（関係業者）	緊急時外部連絡先一覧表による
連絡-2（関係防災情報）	関係防災情報一覧表 [次ページ（3）] による

（２）注意事項

- ①出勤職員の安否確認は、外出中の職員を忘れないようにする。
- ②けが人の有無（傷病程度も）を把握し、必要な応急措置を行う。
- ③情報は、対策室等の壁に張り出す等（誰にでも見られる状態に）して、情報の一元管理を図る。

（３）関係防災情報一覧表

安否確認情報等	NTT 災害用伝言ダイヤル（171） NTT 災害用伝言板（web171）	171 (Web171)
気象情報	地方気象台〔天気相談〕 (気象予警報 177)	
国土交通省 (HP)	防災情報提供センター http://www.bosaijoho.go.jp	
おかやま 防災 ポータル	http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/?view=pc	外部リンクにライフラインや携帯電話災害伝言板などの情報提供先リンクが充実
防災タウンページ	http://www.ntt-tp.co.jp/bousai/contents/publish.html	岡山市版

4

応急救護・初期消火・避難など

応急救護	職員による 応急措置	A E D、アンビューバッグ等の必要物品確保、医師によるトリアージ、心肺蘇生法の実施等。
応急救護	医療機関への搬送	1 1 9 番通報により、救急車を要請する。※同時多発災害の場合は、施設車で最寄りの病院へ搬送。医師によるトリアージの結果を受けて、緊急度の高い方から順に。
初期消火	火の始末	地震の揺れが止まってから、火気使用場所を点検する。〔点検場所〕厨房、燃料庫、事務室、宿直室、喫煙場所
初期消火		(1)火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。 (2) 1 1 9 番通報を行う。 (3)火災が大きくならないうちに、初期消火する。 (4)大地震の場合には、消防車の到着が遅れることを考慮する。
避難	避難誘導	(1)避難の必要が生じた場合は、避難誘導に従い落ち着いて行動する。 (2)外来者は不慣れであるので避難誘導にあたっては特に気をつける。

※事前に定めておく避難行動計画パターンの例

避難	⇒	建物内の安全スペースへ避難
	⇒	施設外の安全な広場へ避難（もものはな は グリーン・コムへ）
	⇒	津波等被害を受けない場所へ避難（1 mから2 mの津波のため、2 階より上に避難する） 垂直避難

5 地震発生時の心得

地震発生時の心得 10 箇条です。

(1) まずわが身の安全を図ります

地震が発生したら、まず、丈夫なテーブル・机などの下にもぐって身进行かくし、しばらく様子を見ます。(窓ガラスからも離れます)

(2) 揺れが止まってから、火の始末をします

地震を感じたら、火の周辺には近づかず、揺れがおさまるのを待ってから、落ち着いて火の始末をします。(炎や熱湯による、やけどの発生を防ぎます。)

(3) 火が出たらまず消火します

万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。周囲に声をかけあい、皆で協力して初期消火に努めます。大地震で恐ろしいのは火災です。

(4) あわてて外に飛び出ません

屋外は、屋根瓦、ブロック塀、ガラスの飛散など、危険がいっぱい。揺れがおさまったら、外の様子を見て、落ち着いて行動します。(外へ出るときはヘルメットや頭巾などをかぶって出ます)

(5) 危険な場所には近寄りません

危険な場所(狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍など)にいるときは、急いで離れます。

(6) がけ崩れ、津波などに注意します

がけ崩れ、津波などの危険区域では、安全な場所にすみやかに避難します。

(7) 正しい情報で行動します

テレビやラジオ、防災機関からの信頼できる情報に基づき行動。デマに惑わされないよう注意します。

(8) 人の集まる場所では、特に冷静な行動をしましょう

あわてて出口や階段に殺到せず、職員の指示に従う。

(9) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にしましょう

避難は徒歩で(車、自転車は使わない)。身軽に行動できるよう、荷物は必要最小限にとどめます。荷物は背負うなどして、両手を使えるように空けます。

(10) 自動車は、左に寄せて停車しましょう

カーラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。走行できない場合は、左に寄せて停車し、エンジンを止めます。車を離れて避難する時は、キーはつけたままで、ドアロックもしません。車検証などの貴重品を忘れず持ち出して、徒歩で避難します。

6 「震災」: 応急対策のポイント① (1) ～ (6)

(1) 安全の確保（利用者および職員）

強い揺れが起きたときは、机の下などで頭部を中心として身体を守ります。職員は、自らの安全を確保すると同時に、利用者に対する声かけなどにより安全を図ります。

(2) 施設内人員の安否確認と人命救助

揺れが収まってきたら、利用者及び職員の安否を確認します。なお、医療機器を利用している利用者へは電源の確保を行いましょう。重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施します。また不幸にも死者が出た場合は利用者から隔離して安置します。

(3) 施設の屋内外点検、避難経路の確保

大きな揺れがおさまったら、職員は、利用者が安全な場所へ避難できるように、ガラスの破片や棚の転倒の状況を確認して、安全な避難経路を確保しましょう。施設外の被害状況も確認しましょう。もものはなが倒壊の恐れがある場合、すみやかにグリーン・コムへ避難します。利用者の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等が想定される方の対応も、あらかじめ定めておきます。

(4) 二次災害の発生防止対策を実施

火災が施設内外で発生した場合は、利用者及び職員の避難を優先するとともに、初期消火を実施して延焼防止に努めます。（＊日頃の地震防災訓練で消火器の位置を把握するとともに消火動作に慣れておきましょう。）また、ガス器具等の点検と元栓の閉止等によるガス漏れ防止対策を図るとともに、ガスの漏洩が疑われる時には電気のブレーカーを切るなどして火災の発生を防ぎましょう。

(5) 施設周辺での被害状況把握

地震の二次災害によって施設利用者等が被害を受けないように、津波危険、山崖崩れ危険、延焼火災の発生等、施設が立地している場所の周辺での二次災害の発生状況を確認しましょう。

(6) 職員の人員の確保

夜間等で職員が手薄な場合は、あらかじめ定めておいた参集体制や非常連絡網等により、必要な職員を参集します。発災後は施設長（不在の場合は職位最上位の者）を指揮者とし、災害対策に係る組織体制に従って行動します。被災後の施設運営は、職員にも大きな負荷を与えるので、職員の健康管理を徹底し、勤務できるかを確認した後、勤務体制リストを作ります。

7 「震災」: 応急対策のポイント② (7) ~ (13)

(7) 職員への心身のケア

職員の住居や家族の被災状況を考慮し、職員の精神的負担を軽減するよう心のケアを行います。また、感染症を予防する観点から職員に対しても手洗いやうがいを励行するなど衛生面での徹底を図ります。職員の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置も適切に行います。

(8) 停電時の対応

停電が生命に関わる方（人工呼吸器や、痰の吸引器を使用する方など）がいる場合は、すぐに非常用「自家発電」装置が正常に作動していることを確認します。

(9) 利用者のご家族・関係者への連絡

利用者の安否を、必要に応じて、利用者家族・関係者に伝えます。また、通所中に震災が発生した場合は、家族・関係者に連絡し、余震や道路状況などを考慮して可能なら避難場所へ送迎します。あらかじめ、家族の避難予定場所を確認しておきましょう。連絡が取れない場合は、状況に応じて指揮者が判断してください。

(10) 在宅要援護者に対する福祉避難所、支援センター機能を果たす

夕凧会の中で、夕なぎケアセンターは一時避難場所に指定されています。また、他施設も利用者だけでなく、施設を利用しない在宅の要援護者（ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障害者等）に必要な支援を行う福祉避難所の機能を果たすべきです。行政やその他関係機関と連携を図り、緊急に保護が必要な要援護者の受入れ、在宅の要援護者の生命を守る活動の実施に努めます。

(11) 施設利用者への配慮を忘れない

緊急ショートステイの受入れや、地域で被災生活を送る在宅要援護者への支援対策を実施すると同時に地震前から施設を利用している利用者への対応が不十分とならないよう留意します。

(12) 関係機関との連絡調整

被害（利用者、職員、施設・設備等）があった場合は、医療機関、消防、行政村など、必要に応じて関係機関との連絡調整を密にします。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながります。

(13) 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し、被災箇所、その状況を記録します。あとで補助金の申請にも必要となるため、被災状況の写真や見積書も用意します。

〔安全の確保〕

- ☐ 職員自身と利用者の安全の確保
体が濡れている場合、電気機器の利用は感電が伴うので注意！
- ☐ 施設の被災状況等を判断し、安全なスペースへ移動が必要な場合の応急措置
- ☐ 二次災害の恐れがある場合には、予防策を実施

〔安否確認〕

- ☐ 利用者の「人数・安否及び負傷程度」を施設長への報告
居室・食堂・浴室など、すべての利用者の所在を確認する
- ☐ 職員の安否確認及び参集の可否確認のための連絡

〔防火活動・消火活動〕

- ☐ 火元の点検、ガス元栓の閉鎖（電気器具やライターの使用中止指示を含む）
- ☐ 火災発生時の消火作業、消防署への連絡、避難指示（エレベータの使用中止を指示）

〔救護活動〕

- ☐ 負傷者の有無確認・負傷者の応急手当の実施
- ☐ 負傷者を安全な場所へ誘導

〔情報の収集等〕

- ☐ 施設被害の全体像の把握・周辺の被災情報の収集（火災の状況、津波や土砂崩れの可能性）
- ☐ 伝言ダイヤル、携帯メールなどによる外部との連絡、連携、応援要請
- ☐ 利用者の動揺を静め、冷静な対応を指示し、行政災害対策本部などから情報収集
- ☐ ライフライン等の関係業者、行政災害対策本部へ被害情報を報告

〔避難誘導〕

- ☐ デイサービスセンターもものはなは、管理者においてグリーン・コムへ避難の要否判断
- ☐ 避難手段、避難経路、誘導方法の判断、避難手順指示
- ☐ 利用者の健康ケア、P T S D対策

〔避難が不要な場合〕

- ☐ 備蓄している食糧や利用可能な設備を使い、利用者の安全確保にあたる。
- ☐ 避難生活での利用者の安全と健康管理に注意し、必要に応じて病院等へ移送（可能な場合）

〔夜間における対応〕

- ☐ 夜勤者は、利用者の安否確認と負傷者の救護（応急措置）を実施
- ☐ 施設の被災状況等を判断し、安全なスペースへ移動が必要な場合の応急措置

9 緊急連絡体制について

緊急連絡体制（緊急連絡網）を整備します。また、夜間の地震発生時等に施設に参集することができる職員（居住場所や通勤手段によって）を把握し、災害発生時に迅速に対応するための体制を整備しておきます。

参集体制	行動基準	参集人員	連絡体制
警戒参集	施設の所在市区町村内で震度 5 強以上を記録したとき	・施設長 ・あらかじめ定めた職員（防火管理者）	自主（自動）参集 参集の可否に関わらず連絡し、必要と判断すれば出勤。
非常参集	施設の所在市区町村内で震度 6 弱以上を記録したとき	・全員	指示・連絡がなくても出勤。

・職員本人が来るためには、自身や家族の状況、自宅の状況で変わります。

※参集しなくていい場合

・自身や家族が死傷した場合 ・自宅が被災した場合 ・通勤に危険がともなう場合

（2 時災害に巻き込まれないように安全を確保して、来てください。夜の移動は避けてください。）

＜参集を検討する際の留意点＞

□道路損壊・安全確認などにより、発災直後は公共交通機関・自動車など、の利用ができない可能性があるため、参集は原則徒歩で行う。

□発災時の帰宅目安を「会社と自宅の直線距離が 20 km以内」と定めるケースが多い。施設では「参集後に勤務を行う必要がある」ことを踏まえ、参集可能な施設からの距離を決めると良い（参考：災害時徒歩移動速度 2.5km/h）。

＜参考：ガソリン不足時の乗り合わせ＞

東日本大震災では、ガソリン不足時に同一方向の職員同士が乗り合って出退勤できるようシフトを工夫するなどの対策が講じられていました。

10 入所者安否確認・家族関係者等との連絡体制

(1) 安否確認（利用者）体制、利用者家族・関係者との連絡体制

災害発生時には、利用者全員の施設内外の居場所を把握し、安否確認を行います。また、利用者の家族・関係者等と迅速に連絡がとれるよう、あらかじめ緊急連絡体制を整えておきます。

(2) 情報通信手段

大災害発生時は、安否確認、見舞い、問合せなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながり難い状況が1日～数日間続きます。阪神淡路大震災でも、電話がつながりにくい状況が5日間続きました。中越地震では、障害者の家に電話をしても誰も出ないため、被災しているのか親戚宅などで安全でいるのか等が分からず、行政が住民の被災状況を把握するのに非常に時間を要したという報告もあります。

ア 災害用伝言ダイヤル：171 （171. 災害用伝言ダイヤル：171について）

イ 災害用伝言板（携帯電話）

震度6弱以上の地震など、大規模な災害が発生した場合に利用可能になります。携帯電話によるメッセージの伝言板の役割を果たします。詳しくはそれぞれの携帯電話会社のホームページをご覧ください。

ウ 災害時優先電話

災害時の公共の秩序を維持するために、地方公共団体やライフライン関係者などの機関を対象に指定されている回線です。「発信」については、一般の回線よりも優先されます。（総務省のホームページに、概要等が掲載されています。）

夕凧会の電話について

夕凧会の電話機は光回線電話です。各棟の電話機及び交換機の電源はケアセンターから供給して、発電機回路を使用。発電機ストップ後も停電用バッテリーは3時間持ちます。

夕凧会には災害時優先電話（⑫夕凧会の災害時優先電話の使い方 p-18）があり、緊急用ボタンを押して発信することで災害時も優先して繋がります。緊急用はバッテリー等に関係なく、電話線が繋がっている限り使えます。ただし、法人全体で1回線のみですので、他部署使用中は、話中音が流れます。

（通信手段の具体例：ケアハウスでの対応）外線転送時、ピッチ1台で外線、ナースコールの対応は難しい為、今まで通り、夕なぎ携帯を使用して転送時の外線は携帯にかかってくる。メールもできます。

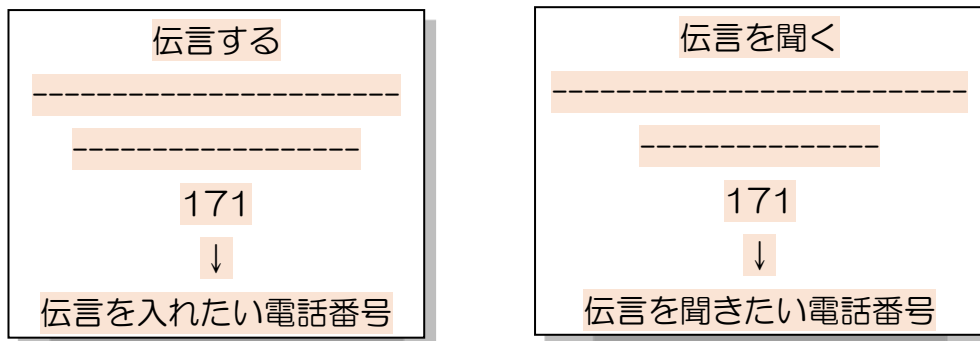
11 災害用伝言ダイヤル:171について

災害用伝言ダイヤルは、被災地内の電話番号をメールアドレスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメールです。「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音・再生を行ないます。非常時に職員及び利用者の家族と連絡をとるため、「災害用伝言ダイヤル171」を活用しましょう。

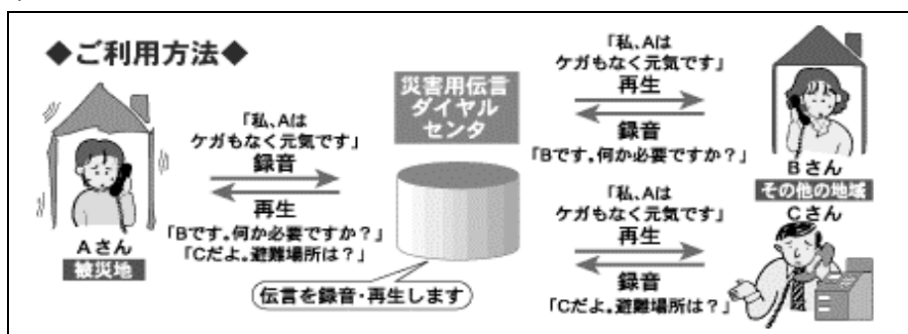
地震などの災害の発生で被災地への通信が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合に、NTTにより提供が開始されます。詳しくはNTTにお問い合わせください。

<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171s/goriyou.html>

災害用伝言ダイヤル:171のつかいかた



- 利用者の家族に、安否等の情報を音声により伝達する災害用伝言ダイヤル171等を活用した連絡方法を職員に周知しましょう。



「171」ダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行ってください

メッセージを録音・・・171+1+利用者家族宅の電話番号（市外局番から）

メッセージを再生・・・171+2+利用者家族宅の電話番号（市外局番から）

- iモード災害用伝言板サービスを活用した情報提供方法を周知しましょう。
- 携帯パソコンによる被災情報の発信とボランティアの協力を求めましょう
- 携帯電話は繋がりにくくなるが、メールは比較的送受信が可能です。

12 夕風会の災害時優先電話の使い方

災害時有線電話は、災害時に被災地域から発信規制がかけられない電話です。

使い方

- ① 受話器を外す。
- ② 緊急用と書かれたボタンを押す。
- ③ 0を押さず、直接相手の番号をダイヤルする。

災害時有線電話



緊急用ボタン
(災害時優先電話)
0 発信なし

災害時有線電話の機能

災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については一般電話と同じです。

緊急時には発信用として使用します

災害時優先電話から発信しても、相手が話中の場合は一般の電話と同じく接続は不可です。

13 防災資機材等の備蓄品について

大規模な災害に備え、被災後 3 日までは、自力で優先業務を維持できるように備蓄をします。利用者の障害の特性を踏まえて以下に示す物資等の非常用備品を備蓄しておきます。また、チェックリストを作成し、防災訓練の際に物資の確認をします。

なお、通所施設では、日中活動中に大規模な災害が起こると交通機関が麻痺してしまい、帰宅することが困難なケースも想定されます。通所者の災害時の帰宅方法を、あらかじめ家族・関係者の方と調整しておきましょう。

(1) 非常用食料（3 日分）

施設利用者の固有の事情に配慮したもの。

(2) 飲料水（3 日分）

飲み水については、ウォーターサーバーの水を使用する。常備 10 ガロンの飲み水を備蓄している。現在の備蓄飲み水の賞味期限は半年。ローリングストック方式で備蓄している。一人 1 日 2ℓ を 3 日分用意する。

(3) 常備薬（3 日分）

医療的ケアが必要な利用者に係る、一般の調剤薬局では手に入らない医薬品等の備蓄については、各棟担当医と相談しておくことが必要。

(4) 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3 日分）

断水や停電により、洗濯や入浴ができない、水洗トイレが使用できない等、衛生面で様々な問題が発生することが予想されます。このため、紙おむつやウェットティッシュ、ナプキン等の衛生用品や、ポータブル便器、簡易トイレ等利用者の特性に応じた物品を備蓄しておくことが必要です。

備蓄のパット、パンツについては、3 日分必要な為、多めに置くように 業者に依頼する。

排泄用の水については、受水槽の水を使用する。（ポリタンク 18ℓ を 4 つ購入予定。）

(5) 照明器具

停電時の明かり対策について検討。自家発電にて、最低限の明かりは確保できるが、一部しか灯らない。部屋、集団場所、排せつ介助等の際にも明かりが必要である。その為、各施設に懐中電灯・ランタンライト・ヘッドライト・予備電池を備蓄する。（具体例：ケアハウス棟は、懐中電灯 5 台、ランタンライト 5 台、ヘッドライト 5 台購入希望）電池はすべて単 3 を使用できるものを購入する。

(6) 燃料

各棟の自家発電の燃料は軽油です。満タン 40 リットルで 5 時間程度しか動きません。

停電時でも赤コンセントは使用できますので、どれを使ってどれを使わないのかを決めましょう。

（赤コンセントは停電時には数十秒で自家発電装置に変わります。）

(7) 移送用具（担架等）

14 非常用備品の保管整備について(チェックリスト)

非常用備品は下記のとおりとします。被災後 3 日までは、自力で優先業務を維持できるように備蓄をします。

	内容	数量	保管場所
食料	飲料水（数量例は、10 名分） （1 人、1 日 2 回目安 3 日程度）		
食料	食料品		
生活用品	毛布・タオル		
生活用品	食器セット（皿、紙コップ、箸等）		
生活用品	ポリタンク		
生活用品	軍手		
各種機材	懐中電灯（予備の電池含む）	5 個	

※ 非常用備品の数量は、職員の人数、用途、目的等により判断し必要量を決めます。備蓄管理責任者は、毎年 3 月 11 日前後の訓練時に、現時点の数量、内容物の保存状態を確認します。

電気が止まれば、水も止まります。電気が止まればトイレも使用できなくなります。

トイレが使用できなくなった場合の対策として、簡易トイレを使用します。

手軽なのは糞尿を凝固させてゴミとして廃棄できるようにすることです。便器にセットしたビニール袋の中に用を足して、それを凝固剤で固めて密封し、ゴミとして出せるまでストックしておきます。

必要な備蓄品＞

- 便器にセット 黒ポリ袋（汚物を受けるのに使います）
- お尻拭き トイレトペーパー＋ウェットティッシュ
- 用便後に散布 専用凝固剤（汚物にふりかけます）

(1) 防災訓練

有事の際に、具体的に機能するかどうか確認できる、防災訓練を毎年1回以上実施します。

【3月11日の震災の日の前後に訓練を実施する】

訓練には、次の事項を盛り込む

- ①地震発生時の初期対応に関すること
- ②災害対策室の設置及び運用に関すること
- ③情報の収集、伝達に関すること
- ④救出救護に関すること
- ⑤通報・初期消火・避難に関すること
- ⑥水害等の災害に関すること

※施設で行う地震防災訓練のチェックリストの例

- ・地震が発生した場合における利用者及び職員の対処方法
- ・利用者の安否確認
- ・通路の安全確認
- ・安全な避難スペースへ避難・誘導
- ・利用者・職員のけがの応急手当
- ・施設の防災本部の設置
- ・施設の安全点検・情報伝達
- ・本部長の各班に対する指揮指導、避難行動の判断

(2) 火災避難訓練

利用者を対象にした火災避難訓練を、年2回以上実施します。利用者の生命を守ることを最優先に、速やかな避難誘導ができるよう定期的に行います。

(3) 防災教育

次の教育を毎年1回以上実施します。（職員会議などを使って実施する）

- ①法人の防災マニュアルの概要について
- ②各員の任務と行動基準について
- ③災害の一般知識について（地震、水害、火災等）
- ④応急処置について

(4) その他

消防機関などが行う事業所の応急手当普及員講習会への参加や行政が行う防災講演会、講習会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図ります。

16 「日ごろの備え」について

「日ごろの備え」として、屋内・屋外の安全対策については、次のように行います。

(1) 備品等の転倒防止対策

- ・備品類（ロッカー、テレビなど）は、金具等によって、床や壁にしっかりと固定します。（平成27年度ラウンド後：各棟何カ所か、必要がある為、安全ロック、ベルトを使用し倒れない対策を検討し、実施
- ・重いものなどは、高い場所に置かず、安全な収納場所を定めておきます。

(2) 天井からの落下物対策

- ・照明器具や壁掛け時計などは、取付け状態を点検し、落下防止策を必要に応じて施します。

(3) 安全スペースの確保

- ・多目的室や広い廊下などは、「安全スペース」として確保できるよう心掛けます。

(4) 屋外対策（倒壊防止）

- ・屋外の点検を行い、倒壊防止など必要な補修を行います。
- ・施設の構内に、震災などで倒壊の恐れのある工作物（物置、老木等）がある場合は、点検を行い、必要に応じて固定、補強します。不用物であれば、除去します。
- ・避難経路周辺に設置物（例：自動販売機など）がある場合には、必要な転倒防止策を施します。
- ・屋外設備については、防水対策を必要に応じて実施します。
- ・排水溝の点検、清掃を行います。
- ・台風など激しい風雨が予想される場合は、飛んでいきそうなモノ（鉢植え、ポールなど）の飛散防止を施します。

17 事業継続について

「事業継続（Business Continuity）」とは、災害などの危機時にも事業が継続できるようにすることを意味します。そのねらいは、2 つあります。

- ①災害時でも目標レベルの業務を維持継続すること
- ②早期に施設を再開すること

利用者の中には、いつもの生活に戻ることや、職員や友人たちと会えることで、落ち着きを取り戻せる人もたくさんいます。

防災計画と事業継続計画の違い

	防災計画	事業継続計画
対象とする災害	特定の災害（主に地震）	地震、風水害といった自然災害のほかに、新型インフルエンザなどの感染症の流行、火災やテロなど
作成する目的	人命の安全、物的損害の軽減を図る	人命の安全、物的損害の軽減を図るとともに、重要な事業・業務の継続、または早期復旧を果たす
対象範囲	本部、事業所などの場所単位	事業単位※法人内だけでなく、例えばガソリン、食料品の購入先などといった法人外も検討の対象となる
復旧	被害状況を見てから復旧の時期を決める。被害を軽減すれば、復旧にかかる時間も短縮できる	あらかじめ目標復旧時間を設定する。目標復旧時間までに復旧するように、様々な備えを事前に行う
具体的な対策例	耐震補強などの被害を軽減する対策、防災マニュアルの作成、備蓄品の購入など	左記に加えて、事業継続計画書の作成、代替拠点の確保、食料品や消耗品の代替調達先の確保など
普段における活動	定期的な防災訓練や安全点検	事業継続計画に定めた対応策の定着のために教育・訓練

（「災害に強い事業所づくり」浜銀総合研究所 P 5 より）

18 事業継続計画の策定・運用の流れについて

事業継続計画は以下のような流れで策定・運用していきます。

- (1) 事業継続方針の検討ポイント
- (2) 想定する緊急事態とその被害想定
- (3) 重要な事業の選定と目標復旧時間の決定
- (4) 目標復旧時間内での復旧可能性の検討
- (5) 重要な事業の継続や早期復旧のための対策の検討
- (6) 事業継続計画の文書化
- (7) 事業継続計画の点検・見直し

(1) 事業継続方針の検討ポイント

- ①利用者や職員の安全確保に関する考え方
- ②実施する利用者へのサービス提供を継続するのがあるいは縮小・休止するのといった事業継続の考え方
- ③近隣や地域への貢献に対する考え方 など

(2) 想定する緊急事態とその被害想定

想定する緊急事態：地震、津波、台風、高潮、洪水、豪雪といった自然災害のほか、新型インフルエンザなどの感染症、火災や暴発事故などが考えられます。緊急事態は、その発生頻度、経営資源に与える被害、被害を受ける範囲、影響を及ぼす期間が異なります。

経営資源に与える被害は、地震や津波では、要員、施設、設備、情報システム、ライフラインなど様々な経営資源に被害をもたらしますが、新型インフルエンザでは、要員、ライフライン（ライフラインを維持するための要員が不足するため）のみに被害をもたらすと考えられます。

(3) 重要な事業の選定と目標復旧時間の決定

実施する事業が複数ある場合、その中から優先的に継続・早期復旧しなければならない事業を選定します。優先すべきは、事業中断すると、利用者などに与える影響が大きい事業です。

◆事業中断による影響度、復旧優先度と目標復旧時間の検討例

事業	中断による影響		継続、 復旧の 優先度	中断による影響の変化					目標復旧時間
	利用者	納入先		1 日	3 日	1 週間	2 週間	1 ヶ月	
入所施設	大	——	1	大	大	大	大	大	継続
通所施設	中		2	小	小	小	中	大	3週間以内
訪問サービス	小		3						

(「災害に強い事業所づくり」浜銀総合研究所 P10 を参考に作成)

入所施設は継続を大前提に計画を立案しておくことが求められます。通所施設については、一日も早い復旧が求められます。利用者の生活を支えるためには、早期の復旧を目指すべきです。

(4) 目標復旧時間内での復旧可能性の検討

重要な業務を、業務単位に分解し、目標復旧時間内に復旧できるかを分析します。その際、各業務で利用する経営資源が想定した被害を受けても、それらの業務が目標復旧時間内に復旧できるのか、通常時と同じような業務の水準まで復旧できない場合、どの程度まで業務の水準を落としてよいか、その落とした業務の水準でも目標復旧時間内に復旧することができるのか、を検討することになります。

業務一覧と復旧優先度

業務	復旧の優先度
食事（食事介助）・与薬介助・排泄介助	優先業務（停止できない業務）
入浴	3日以内に復旧
レクリエーション	一時停止
清掃	縮小
移動介助	継続
業務	復旧の優先度

※優先業務とは、「利用者の生命・健康を維持するために限られた資源を投入すべき業務」と考えます。

夕凧会での優先業務は、「与薬」「排泄」「食事(水分補給を含む)」を考えます。

被災後3日目までは、自力で優先業務を維持できるよう、今後の課題として、優先業務実施に必要な職員数を検討することがあげられます。

業務に必要な経営資源の洗い出しと目標復旧時間内の復旧の可否

	復旧優先度と 目標復旧時間	必要な経営資源		想定される被害	目標復旧時間 内の復旧の可 否	対応策
食 事	継続 (目標復旧時 間：3 時間)	要員	調理担当	スタッフが出勤で きない	不可能	他の業務のスタッフ が対応
		施設	厨房・食堂	調理場の破損 食堂の破損	使える空間で 調理	利用可能なように 修繕
		設備	冷蔵庫 1 台 調理台 調理器具	調理器具が使え なくなる	不可能	調理しなくてもたべ られる保存食で
		備品・消耗品	食材、食器、 テーブル、椅 子、・・・	食材の納入がで きなくなる	可能	備蓄品で対応
		システム				手集計で把握
		情報	食事をする利 用者の数等			
		ライフライン	電気、水道、 ガス	利用できない	不可能	保存食で対応
入 浴	3 日以内に復 旧	要員	介護	出勤できない	可能	他のスタッフ
		施設	浴場、ボイラー	破損	不可能	修繕を待つ
		情報	入浴の順番等		可能	
		ライフライン	電気、水道、 ガス	利用できない	不可能	復旧を待つ
移 動 介 助	継続	要員	介護	出勤できない	可能	他のスタッフ
		備品等	車椅子	破損	可能	予備品を探す
		情報	対象者の情報	聞き取りで把握	可能	

(「災害に強い事業所づくり」浜銀総合研究所 P 11 を参考に作成)

(5) 重要な事業の継続や早期復旧のための対策の検討

対策についての検討ポイントは次の 3 つです。

- ① 不足する資源を手当てする取組
- ② 意思決定と情報伝達の仕組み作り
- ③ 被害を予防・軽減するための取り組み

①不足する資源を手当てする取組

- イ.通常時とは異なるやり方で業務を実施する
- ロ.同じ事業所内で代わりの経営資源を手当てする
- ハ.同じ法人内で代わりの経営資源を手当てする
- ニ.法人外の代わりの経営資源を手当てする

- 要員が確保できない場合の対策
 - ・同一事業所内での休止事業や休止業務に関わる要員による応援
 - ・同一法人内の他事業所の要員による応援
 - ・地域のボランティア組織からの応援
- 設備が損傷して利用できない場合の対策
 - ・設備を利用しない手作業などの方法で行う
 - ・同一法人内の他事業所の設備を利用する
- パソコンやサーバーが損傷してデータを失ってしまう場合の対策
 - ・パソコンの落下の防止策をとる
 - ・定期的にデータのコピーをとって、被災しない場所で保管する→保存している
- 帰宅困難者対応
 - ・職員や利用者で帰宅困難者がどの程度発生する可能性があるか把握しておく

職員の住居との距離（15km 以上離れていると徒歩での帰宅が困難になる）
通勤手段（公共交通機関で出勤していると帰れなくなる可能性あり）
帰宅経路（複数のコースがない場合は、帰れなくなる可能性あり）
家庭の事情（保育園の子ども送迎、家にいる老人等の介護）がある職員への対応

(6) 事業継続計画の文書化

事業継続のために検討した内容を文書にまとめます。

①事業継続計画書の作成

- ・事業継続のための対応の流れ、教育・訓練、点検・見直しなど、事業継続計画を実行性あるものにするための管理方法、計画を検討した際の前提（被害想定など）について記載します。

②初動対応や各種手順、チェックリストの文書化

- ・緊急事態発生後2, 3日以内にしなければならないことを初動対応のマニュアルにまとめます。
- ・被害状況や安否確認の結果など、重要な意思決定に必要な情報については、確認すべき事項をチェックリスト化します。
- ・連絡先、備蓄品をリスト化

初動対応案

時間経過	実施する業務
被災直後	火災対応 ☐ 避難誘導 ☐ 閉じ込め者の救出 ☐ 応急救護 ☐ 施設利用者の安否確認、声かけ、報告 ☐ 館内放送や伝令により連絡、情報提供 ☐ 通信手段の確保 ☐ 医療機関への連絡、搬送 ☐ 施設・設備被害状況確認（応急点検）
被災当日	災害対策本部の設置 ☐ 職員の安否確認、報告 ☐ 職員の拠点確保 ☐ 職員の招集、人員確保 ☐ 業務の継続 ☐ 利用者家族、行政、法人本部等への連絡 ☐ 施設・設備被害状況確認（写真撮影、応急復旧） ☐ 自家発電の稼働 ☐ トイレ対策 ☐ 防寒・防暑対策 ☐ 食事の手配 ☐ 利用者増員の対応 ☐ 要援護者の受け入れ ☐ 地域ニーズへの対応 ☐ 問合せ対応 ☐ 情報発信
翌日	<発災直後、当日の業務のうち、必要なものを継続>

～3 日後	☐ 業務の継続 ☐ 職員の健康管理 ☐ ボランティアの受け入れ ☐ 衛生管理 ☐ 警備 ☐ 施設関係団体や他施設等との協力
4 日後～	<3 日後までの業務のうち、必要なものを継続> ☐ 業務の継続 ☐ 職員の健康管理、ローテーション管理 ☐ 情報システムの復旧 ☐ 必要物資の調達、支援物資の受け入れ ☐ 被害箇所の復旧 ☐ 行政、関係団体などの情報共有、調整

(7) 事業継続計画の点検・見直し

- ①事業継続計画で決められたことが行われているかどうか、策定した事業継続計画に問題がないかなど、定期的に点検・見直すために、点検・見直しの項目、実施する時期、実施者などをあらかじめ決めておきます。
- ②点検は、「対策として決められたことが計画通りに進められているか」といった観点で行います。例えば、備蓄品の消費期限が切れていないか、対策が計画通り進捗しているかなどを確認します。
- ③見直しは「そもそも現在の法人の状況に事業継続計画が適合しているか」といった観点で行い、例えば、各種マニュアルに変更の必要はないか、現在定めている目標復旧時間に変更の必要はないかなどを確認します。

19 事業継続計画における地域との連携について

緊急事態発生時には、限られた資源で運営をしなければならない状況になることが想定され、地域との連携や同業者間の連携は大変有効になります。

連携先	事業継続計画で想定すること	
	地域・同業者から法人へ	法人から地域・同業者へ
民生委員や自治会	緊急時の安否などの情報のやりとり	
地域内の同業の福祉事業所	緊急時の利用者の受入れ	
離れた場所にある福祉事業所	要員が不足する場合の応援 支援物資の受領 代替生産の引受け	
地域内の取引先	必要物資の融通	
地域住民	ボランティアによる応援 食料、燃料等の提供	炊出しなどの地域貢献活動 避難住民の受入
行政	情報の共有、ライフラインの優先的な復旧	

(「災害に強い事業所づくり」浜銀総合研究所 P 17 を参考に作成)

2019

災害対策マニュアル

社会福祉法人 夕風会

2019 災害対策マニュアル

作成者 吉 永 陽 一

発行日 平成31年4月1日

発行 社会福祉法人 夕風会